

◀◀ 理容所・美容所の開設後の手続き ▶▶▶

理(美)容所を開設する際の内容に変更があった場合は届出が必要です。

届出書の種類	届出書の他に必要なもの	届出のタイミング	
① 理(美)容師を新たに従事させる場合	変更届	事後	
② 管理理(美)容師を設置/変更する場合			・理(美)容師免許証(原本の提示) ^{※1} ・医師の診断書 ^{※2}
③ 理(美)容師が結核/伝染性皮膚疾患に罹患した場合 ^{※4}			・管理講習会修了証(原本の提示+コピーの提出) ^{※1} ・理(美)容師免許証(原本の提示) ^{※1,3} ・医師の診断書 ^{※2,3}
④ 理(美)容師や管理理(美)容師が辞める場合			・医師の診断書 ^{※4}
⑤ 理(美)容所の屋号を変更する場合 ^{※5}			—
⑥ 営業者(個人)の氏名/住所を変更する場合 ^{※5}			—
⑦ 営業者(法人)の名称/代表者/本社所在地を変更する場合 ^{※5}			—
⑧ 法人の合併/分割により営業者を変更する場合 ^{※5}	合併承継届 /分割承継届	・合併/分割後の法人登記(原本の提示)	
⑨ 理美容所を閉店する場合	廃止届	—	
⑩ 営業者を変更(名義を変更)する場合(相続承継/譲渡承継/新規取直し)	・リーフレット「理容所・美容所の営業者変更の手続き」をご覧ください。	事前 /事後	
⑪ 施設設備を変更をする場合(改装/建替え/移店)			・改装は規模によって変更/新規取直しの取扱いが変わるため、図面を持って 事前 にご相談ください。 ・移転/建替えは新規取直しになります。

- ※1 修了証や免許証に記載されている氏名が旧姓のままの場合は氏名変更履歴がわかる公的なもの(戸籍謄本、運転免許証等)の原本の提示が必要です。
- ※2 結核、伝染性皮膚疾患の項目が必要です。
- ※3 すでに店舗で理(美)容師として登録されている方が、そのまま当該店舗の管理理(美)容師になる場合は、免許証と診断書は不要です。
- ※4 罹患時と完治後のそれぞれで手続きが必要になります。(診断項目は罹患した項目のみで可)
- ※5 ご希望に応じて確認通知書の余白に「届出済」の記載をしますので、確認通知書をお持ちください。

◆理(美)容師免許や管理(理)美容師修了証の書換え等◆

理(美)容師は、厚生労働省に登録されている情報に変更があった場合(婚姻等による氏名変更、転居による本籍地の都道府県の変更)には手続きが必要です。

手続きは厚生労働大臣の指定登録機関で行うこととなりますので、以下の連絡先までお問合せください。

- 【手続き】・本籍又は氏名を変更した場合(書換え)
・紛失した場合(再交付)

【連絡先】(公財)理容師美容師試験研修センター本部

〒151-8602 東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01 (8F)

TEL: 03-5579-6878 ホームページ: <https://www.rbc.or.jp>

浜松市保健所 生活衛生課

中央区(三方原地区を除く)

〒432-8550 浜松市中央区鴨江2-11-2

TEL: 053-453-6112

FAX: 050-3385-7161

浜松市保健所 浜北支所

中央区の一部(三方原地区)、浜名区、天竜区

〒434-8550 浜松市浜名区貴布祢3000

TEL: 053-585-1398

FAX: 053-585-3671